

柏市清掃工場
基幹的設備改良工事及び運営事業

基本協定書（案）

柏市

●●株式会社

目次

第1条	(目的)	1
第2条	(市及び構成企業の義務)	1
第3条	(特別目的会社の設立等)	1
第4条	(株式の譲渡)	2
第5条	(特定事業契約の締結)	2
第6条	(準備行為)	2
第7条	(参加資格喪失等による特定事業契約の不締結及び解除)	2
第8条	(談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等)	2
第9条	(暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等)	4
第10条	(特定事業契約不調の場合の処理)	4
第11条	(秘密保持)	5
第12条	(準拠法及び管轄裁判所)	5
第13条	(有効期間)	5
第14条	(解釈)	6
第15条	(定めのない事項)	6

柏市清掃工場基幹的設備改良工事及び運営事業（以下「本事業」という。）に関して、柏市（以下「市」という。）と●●株式会社グループ（以下「落札者」という。）の構成企業たる●●株式会社及び●●株式会社は、次の条項により、この基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 本基本協定は、本事業に関し落札者が本事業を実施する事業者として決定されたことを確認し、市と落札者及び特別目的会社との間での特定事業契約の締結並びに本事業の実施に向けて、市及び構成企業双方の役割及び義務について必要な事項を定めるものとする。
- 2 本基本協定において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙1（定義集）において定める意義を有する。
- 3 本基本協定で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が適用される。

（市及び構成企業の義務）

- 第2条 市及び構成企業は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 構成企業は、特定事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の落札者選定手続きに係る選定委員会及び市の要望事項を尊重するものとする。
- 3 市及び構成企業は、本事業の遂行のために協力するものとし、また構成企業は協力会社をして協力せしめるものとする。

（特別目的会社の設立等）

- 第3条 構成員は、この本基本協定締結後、速やかに、本事業の一部である本施設の運営業務を担当させるために、次に掲げる要件を満たす事業会社たる特別目的会社を設立し、特別目的会社に係る商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、市にその設立を書面により報告しなければならない。
- (1) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社であること。
- (2) 特別目的会社の本店所在地は、市内であること。
- (3) 特別目的会社の事業目的は、本施設の運営業務の遂行のみとすること。
- (4) 会社法第326条第2項に従い取締役会、監査役、会計監査人の設置に関する定款の定めを置いていること。ただし、会計監査人については、特別目的会社の代表企業に係る会計監査人である公認会計士又は監査法人が、同法第396条第1項の会計監査人による監査に準じて特別目的会社の会計監査を行う場合、この限りではないものとする。

(5) 同法第107条第1項第1号に定める事項を定款に定め、かつ同法第108条第2項各号に定める事項に関する定款の定めを置いていないこと。

(株式の譲渡)

第4条 構成員が、特別目的会社の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合は、事前に書面による市の承諾を得なければならない。

(特定事業契約の締結)

第5条 市及び構成企業は、自ら又は特別目的会社をして、令和5年9月を目途として、特定事業契約を全て締結し又は締結させるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。ただし、工事請負契約は、市の議会（以下「議会」という。）の議決により本契約となる仮契約とし、議会で否決された場合には効力は生じないものとする。基本契約及び運營業務委託契約は、工事請負契約の本契約締結を効力発生条件とする。

(準備行為)

第6条 落札者は、特定事業契約の効力発生前にも、自らの責任及び費用において、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができる。市は、必要かつ相当な範囲でかかる準備行為に協力する。

(参加資格喪失等による特定事業契約の不締結及び解除)

第7条 落札者が、本事業に係る入札説明書に規定する応札者の参加資格を有していなかった場合又はその後いずれかの特定事業契約が締結される前に落札者が当該参加資格を喪失した場合、その判明時期を問わず、市は、特定事業契約のうち締結未了のものはこれらを締結しないことができ、また特定事業契約のうち締結済みのものはこれらを解除することができるものとし、このため構成企業に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等)

第8条 市は、構成企業が本事業の入札手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、特定事業契約を解除し、又は特定事業契約を締結しないことができるものとし、このため構成企業に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し又は構成企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項

の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業又は構成企業が構成事業者である事業者団体（以下「構成企業等」という。）に対して行われたときは、構成企業等に対する命令で確定したものをいい、構成企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本基本協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成企業に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 構成企業（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 構成企業（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 構成企業は、前項各号のいずれかに該当するときは、市が特定事業契約を解除するか否か又は特定事業契約を締結するか否かにかかわらず、入札価格の100分の20に相当する額を違約罰としての賠償金として市が指定する期限までに支払わなければならない。構成企業が本基本協定を履行した後も、同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、構成企業は、次の各号のいずれかに該当したときは、入札価格の100分の20に相当する額を違約罰としての賠償金として支払わなければならない。
- (1) 第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、構成企業が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 4 前二項の規定にかかわらず、市は、市に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、構成企業に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。
- 5 第二項から前項までの場合において、構成企業は、賠償金を連帯して市に支払わなければならない。

(暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等)

第9条 市は、構成企業が次の各号のいずれかに該当するときは、特定事業契約を解除し、又は特定事業契約を締結しないことができるものとし、このため構成企業に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 法人等の役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から前号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 構成企業は、前項各号のいずれかに該当するときは、市が特定事業契約を解除するか否か又は特定事業契約を締結するか否かにかかわらず、入札価格の100分の10に相当する額を違約罰としての賠償金として市が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市は、市に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、構成企業に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。
- 4 前二項の場合において、構成企業は、賠償金を連帯して市に支払わなければならない。

(特定事業契約不調の場合の処理)

第10条 工事請負契約の締結について議会の議決が得られなかったとき及びその他事由の如何を問わず特定事業契約の締結に至らなかった場合又は効力を生じなかった場合は、既に市及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないものとする。ただし、第8条第1項又は前条第1項の規定に従い特定事業契約が解除され又は特定事業契約が締結に至らなかった場合には、市は構

成企業に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

(秘密保持)

第11条 本基本協定の各当事者は、本基本協定に関連して他の当事者（以下本条において「相手方」という。）から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本基本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示のときに公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、本基本協定の当事者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 本基本協定の各当事者が、この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、本基本協定の各当事者は、以下に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等へ支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等（柏市個人情報の保護に関する法律施行条例を含む。）に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 本基本協定の各当事者が、市と守秘義務契約を締結したアドバイザー、及び自らと守秘義務契約を締結した構成企業又は特別目的会社の下請企業に開示する場合
- (5) 市が本事業に係る業務を構成企業又は特別目的会社以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 この本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、市及び構成企業は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、千葉地方裁判所松戸支部を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(有効期間)

第13条 本基本協定の有効期間は、締結の日から全ての特定事業契約が締結され、その

効力が発生したときまでとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約のいずれかが締結に至らないこと又はその効力が発生しないことが明らかになったときは、特定事業契約の締結不調又はその効力が発生しないことが明らかとなったことを市が代表企業に通知した日をもって、本基本協定は終了するものとする。

(解釈)

第14条 本基本協定及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

- 2 この基本協定の変更は書面で行うものとする。

(定めのない事項)

第15条 本基本協定に定めのない事項については、市及び構成企業が別途協議して定めることとする。

本基本協定の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年9月 日

(市)

千葉県柏市五丁目10番1号

柏市

柏市長 太田 和美

(代表企業)

(構成企業)

別紙1

定義集

- (1) 「運營業務委託契約」とは、市と特別目的会社の間で締結される本施設の運営に係る運營業務委託契約をいう。
- (2) 「基本契約」とは、市と構成企業及び特別目的会社の間で締結される事業者間の役割分担及び特別目的会社の支援等に係る契約をいう。
- (3) 「工事請負契約」とは、市と工事請負事業者の間で締結される本施設の基幹的設備改良工事に係る建設工事請負契約（仮契約を含む。）をいう。
- (4) 「工事請負事業者」とは、工事請負契約に基づき、単独又は特定建設工事共同企業体により本施設の設計・施工業務を行う事業者をいう。
- (5) 「構成員」とは、構成企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- (6) 「構成企業」とは、落札者のうち、市と基本協定及び基本契約を締結する企業を個別に又は総称していう。
- (7) 「代表企業」とは、構成員であり、落札者を代表する役割を果たす●●株式会社をいう。
- (8) 「特定事業契約」とは、基本契約、工事請負契約及び運營業務委託契約を個別に又は総称していう。
- (9) 「特別目的会社」とは、落札者のうち構成員が株主として出資し、本施設の運營業務を目的として設立される会社をいう。
- (10) 「本施設」とは、柏市清掃工場を構成する施設を個別に又は総称していい、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、その他敷地内の外構設備等を含む施設全般により構成される。